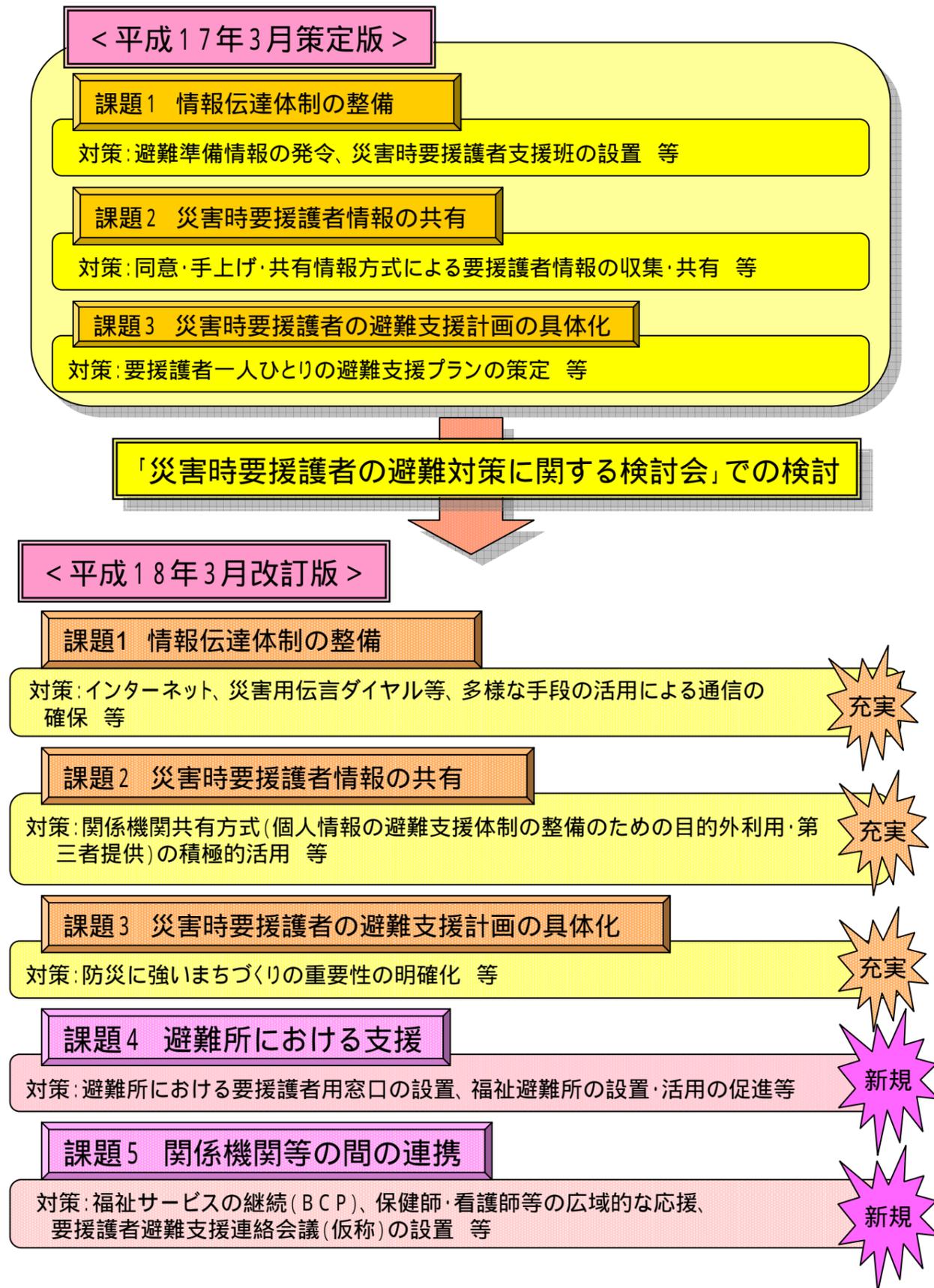


# 災害時要援護者の避難支援ガイドラインの概要

# 災害時要援護者の避難対策に関する検討会 検討報告の概要



## 1 避難所における支援

### 避難所における要援護者用窓口の設置

- ・ 災害時に要援護者班は要援護者用窓口を設置し、要援護者からの相談対応等を実施
- ・ 介助者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて対応福祉避難所の設置・活用の促進
- ・ 市町村の防災担当者、福祉担当者、福祉関係者等への周知
- ・ 福祉避難所となり得る施設の情報を取りまとめて周知をはかり、要援護者が避難所を選択できる状況となるように努めること

## 2 関係機関等との連携

### 災害時における福祉サービスの継続(BCP)

- ・ ケアマネジャー等の福祉サービス提供者との連携
- ・ 介護保険関係業務等の福祉サービスの継続
- ・ 保健師、看護師等の広域的な応援
- ・ 保健師、看護師、薬剤師、社会福祉士、介護福祉士等の広域的な応援
- ・ **要援護者避難支援連絡会議(仮称)**等を通じた緊密な連携の構築
- ・ 要援護者避難支援連絡会議を通じた関係機関等との間の情報共有等

## 3 避難支援ガイドラインに沿った取組の更なる発展

- 関係機関等との情報伝達
- ・ 関係機関等における要援護者の支援担当の明確化
  - ・ インターネット、災害用伝言ダイヤル等、多様な手段による通信の確保
  - ・ 要援護者情報の積極的な収集・共有
  - ・ **関係機関共有方式(個人情報等の避難支援体制の整備のための目的外利用・第三者提供)の積極的活用**
  - ・ 市町村を中心とした取組の更なる促進
  - ・ 障害者団体による積極的な支援活動
  - ・ 雪害時の支援等への活用